

令和3年 第11回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

| | |
|--------------|--------|
| 会議日程・付議事件 | 1 |
| 出席者 | 2 |
| 説明のため出席を求めた者 | 3 |
| 議事録作成者 | 3 |
| 審議結果 | 4 |
| 会議の顛末（速記録） | 5 ~ 23 |

会議日程・付議事件

会議日時 令和3年7月15日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

| 日程 番号 | 議案 番号 | 付 議 事 件 | 備 考 |
|----------|----------|------------------------------------|--------|
| 1 | | 議事録署名委員の選任 | |
| 2 | | 前回議事録の承認 | |
| 3 | | 教育委員の活動について | |
| 4 | 報告第11号 | 専決報告について(市立川西北こども園整備工事請負契約の変更について) | |
| 5 | 議案第22号 | 教育行政事務評価委員の委嘱について | |
| 6 | 議案第23号 | 令和3年度川西市奨学生の決定について | |
| 7 | 議案第24号 | 令和4年度使用教科用図書採択について | |

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

説明のため出席を求めた者

| | | |
|-------------------------------------|-----|-----|
| 教 育 推 進 部 長 | 中 西 | 哲 |
| こ ども 未 来 部 長 | 山 元 | 昇 |
| 教 育 推 進 部 副 部 長 | 岩 脇 | 茂 樹 |
| 教育推進部副部長（教育保育担当） | 山 戸 | 正 啓 |
| 教 育 推 進 部 副 部 長 （社会教育・図書館・公民館担当） | 藪 内 | 寿 子 |
| こ ども 未 来 部 副 部 長 | 釜 本 | 雅 之 |
| 教 育 政 策 課 長 | 的 場 | 秀 樹 |
| 教 育 保 育 職 員 課 長 | 増 田 | 善 則 |
| 就 学 ・ 給 食 課 長 | 志 波 | 仁 史 |
| 教 育 保 育 課 長 | 高 橋 | 忠 大 |
| 教育保育課長（契約・経理担当） | 井 口 | 俊 也 |
| 教育保育課長（研修担当） | 岡 坂 | 憲 一 |
| 社 会 教 育 課 長 | 村 山 | 尚 子 |
| 中 央 図 書 館 長 | 藤 本 | 昭 彦 |
| 川 西 公 民 館 長 | 藤 井 | 恵 子 |
| こ ども 支 援 課 長 | 井 上 | 昌 子 |
| こども支援課長（入園所担当） | 橋 川 | 貴 夫 |
| こ ども 支 援 課 長 （留守家庭児童育成クラブ担当） | 井 関 | 大 悟 |
| こども若者相談センター所長 | 木 山 | 道 夫 |
| 公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 | 林 | 正 紀 |
| 公共施設マネジメント課長（設備担当） | 中 野 | 貴 治 |

議事録作成者

| | | |
|---------------|-----|-----|
| 教 育 政 策 課 主 査 | 松 永 | 勝 彦 |
|---------------|-----|-----|

議案等審議結果

| 議案 番号 | 議 案 名 | 提 出 年月日 | 議 決 年月日 | 議 決 結 果 |
|-----------|------------------------------------|------------|------------|------------|
| 報告 1 1 | 専決報告について（市立川西北こども園整備工事請負契約の変更について） | 3.7.15 | 3.7.15 | 承 認 |
| 議案 2 2 | 教育行政事務評価委員の委嘱について | 3.7.15 | 3.7.15 | 可 決 |
| 議案 2 3 | 令和3年度川西市奨学生の決定について | 3.7.15 | 3.7.15 | 可 決 |
| 議案 2 4 | 令和4年度使用教科用図書採択について | 3.7.15 | 3.7.15 | 可 決 |

[開会 午後2時00分]

石田教育長 それでは、只今より、令和3年第11回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。

石田教育長 「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、服部教育委員が欠席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長
(的場) 座ったままで失礼します。
本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、佐々木委員、坂本委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第9回定例会及び第10回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長
(的場) それでは、令和3年第9回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第9回定例会の議事録につきましては、1ページ目に会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからございまして、会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

また、第10回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。

最後に、署名委員の署名ということで、第9回の署名委員の署名については治部委員、佐々木委員に、臨時会第10回については佐々木委員、服

部委員のうち、佐々木委員よりご署名を頂戴いたしております。服部委員におきましては後日頂戴いたします。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声)

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第9回定例会及び第10回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 (中西) それでは、6月分の教育委員の皆様の活動についてご報告いたします。まず、服部委員におかれましては、姫路市立生涯学習大学の植物・植生と文化コースの講義の中で天然記念物の川西市の里山をご紹介いただいたほか、いなみ野学園大学院及び阪神北県民局北摂里山大学の講義において、川西市の里山や小学校3年生・4年生における体験学習をご紹介いただきました。

坂本委員におかれましては、川西市中高教科研究会にご参加いただいております。

治部委員におかれましては、教科用図書採択に関して川西採択地区協議会にご出席いただいたほか、「事例検討会における医学的見地からの助言活動」への参加、「学校におけるメンタルヘルスの評価に関する意見交換」や「私立幼稚園及び私立保育施設の質と課題に関する意見交換」を実施されました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長 只今の報告も含めて、何か活動されたことや考えられたこと、思ったこ

とがあれば補足願います。

まず、坂本委員。

坂本委員

私は先月、緑台高校で行われた中高教科研究会に参加させていただいたんですが、英語科の授業だったんですけども、市内の中学校の先生と緑台高校と北陵高校と明峰高校の先生も来られていて、授業の工夫であったりとか、中学校までにどういうふうな勉強をしてほしいかなみたいな話を意見交換という形でされていました。

あと、コロナですっと発音する練習というのができていなくて、アウトプットがなかなか難しい、黙読ばかりしていたということで、ちょうど先週の前の週ぐらいから練習を始めたんですけども、やっぱり発声、言葉を使うということがすごくいいなみたいな話になっていて、英語は詰め込むというよりもやっぱり人とのコミュニケーションというところが大事なので、中学からでも、今度小学校から教科化されますので、コミュニケーションのツールとして英語が体に、身につくといいなという話になりました。

あとは本当に割と意見が活発に出たので、いい会だったなと思っています。

石田教育長

ありがとうございます。これはどこか担当課は行ったんですか。

教育保育課長
(高橋)

英語の担当ということで、担当の指導主事もその会のほうには参加させていただいております。

石田教育長

どんな感想が出てきたの、率直な話。

教育保育課長
(高橋)

今、坂本委員がおっしゃったように、なかなかアウトプットであったり、実際に身につけた英語を活用する場面というところがなかなか体験できなかったのはコロナ禍で致し方ないのか、ちょっと残念ではあったなというふうな感想を聞いています。

石田教育長

その辺、授業を見られてどう思う。いや、何が言いたいかわいたら、僕、ちょっと残念ながらその会、見に行きたくて行けなかったんですけども、前年度、違う高校の違う教科を見に行ったときに、ある意味ちょっと衝撃を受けてね。あまりいい授業じゃない、いい授業じゃない言うたらあかん。何というか、古い授業やなと思ったんですよ、正直言って。

皮肉なことに、小・中・高、大はどうか知らんけれども、上級学校に行くほど受け身の授業になるんですよ。これ逆やねん、本当は。

坂本委員 そうですね。

石田教育長 上級学校になるほど子どもたちも受け身になっていくし、教員も説明が多くなっていて主体性が失われている学校教育を、ここも含めて皆受けているんです。

坂本委員 おっしゃることは分かります。

石田教育長 それを問題提起、この間、県の教育長と懇談会のときにしたんだけど、今後何年間で県立の高校の適正配置というのが問題になってくるので、川西市内の高校についてもその論議が出てくる可能性もあると思うんです。そういった適正配置も大事なんだけど、もうちょっと高校教育、中学校も小学校もそうやけれども、学校を開かないとあかんと思う。

だから、こういうふうにならなくて、中高で一緒にやるとか、もっと言ったら小・中・高で一緒にやるとか、何かそういう機会を増やさないで、高校の先生は高校の先生で閉じた、閉じた言うたらおかしいけれども、そういう授業をしているとやっぱりだんだんそうなるの違うかなと思ったりはする。そんなのどう思いますか、僕の偏見かもしれんけれども。

坂本委員 いやいや。高校の先生もやっぱり、英語科だったので、学ぶことが楽しいというモチベーションでしてほしいところと、大学受験というところのゴールが、どうしてもそこを狙ってしまうので、させないといけない部分とということですよ。すごい葛藤をされているのを感じました。会話が楽しい、楽しい、どんどんしゃべりたいというふうにさせてあげたいんだけどもみたくないところが。

石田教育長 そういうのもあって、大学の入試改革を進めようとしたんだけど、私は。でも、それありきの授業はどうなんかなと思いますけれども。

坂本委員 私もそう思いましたけれども。

石田教育長 佐々木委員なんかは、大学で授業されていてどうですか。

佐々木委員 いや、今のお話、すごく身につつまされて、構成する側はやっぱり難しいですね。大人とか年齢の高い者に主体的にやらしてもらおうと思ったら、準備が大変だなというのがあって。そこへの手当も欲しいなというのがあったりもします。

石田教育長 確かにね。

佐々木委員 分からないなりに工夫しながらというよりも、何かヒントがあったらもうちょっといい授業ができるのになというのは思いました。

石田教育長 カリキュラム自体が割ときゅうきゅうやいうことがあるんだろうなと思うんですけども、治部委員なんかは何か思われませんか。そんなん思うたことないですか。

治部委員 いやいや、もうアウトプット最重要だと僕も常々思っているんで、例えばオランダのイエナプラン教育だとアウトプットメインでいきますよね。アウトプットして初めて自分のものになったと考える人たちがやっぱり教育者の中にも多くいらっしゃるのが現状だと思うんで、賛成です。

石田教育長 これはちょっと、それが合うていればの話ですけども、ここでも組織があるじゃないですか。日本の組織の気いつけなあかんのは、割と一旦決まったら硬直化しているんですね。何でそういう学習する組織にならないのかといったときに、多くは学校教育を受けている、その学校教育の学びが基盤になっているから、つまり学校が学習する組織になっていないから、それを受けた者が学習する組織をイメージできないみたいなのがあって、僕は非常に衝撃を受けたんやけれども。

だから、僕らも学んでいるんですよ。だから連携推進会議したり、いろんなことで学んでいるんだけど、やっぱり主体的に学ぶというのは非常に難しいし、そういう組織づくりをするために、もうちょっと学校教育の在り方も考えるべきかなと思って、ちょっと問題提起ですけども。ありがとうございます。

治部委員、何かありますか。

治部委員 2点共有させてください。

まず1点目が、尼崎総合医療センターの医師の石原先生と共に、学校で気になる子どもに関するケース検討会議に参加しました。ケース会議の後、

石原先生と個別に懇談する機会を調整いただいて、学校におけるメンタルヘルスの現状と課題みたいなものについて意見交換しました。

メンタルヘルスに問題を抱える子どもが学校に一定数いるということ、これは事実だと思います。その原因や特徴が多岐にわたること、メンタルヘルスの不調や脳のアンバランスさが原因で様々な行動特徴として表面化することなどなど、川西市教委が今現在、真剣に向き合っているテーマであります。

そこでやはり思うことは、アセスメントやスクリーニングの観点、あとは予防的もしくは環境的な観点、不調を訴えている児童生徒への対応の観点など、大きく分けるとこの3つの観点が、今現在、子どもたちに対して必要なのかななんて考えています。

今現在、学校で困っている子どもたちに必要なのはどの観点なのかという子どもに対する観点と、あと教職員へのサポートで優先順位はどこが高いんだろうかという観点と、あとはメンタルヘルスに関する知識やスキルを、今度は教職員の方とどうやって共有していけばいいんだろうかという観点と、そんなことをいま一度、市教委としても考えていきたいかななんて思いました。これが1点目の感想です。

2点目が、教科図書採択地区協議会においての歴史と特別支援に関する教科図書の採択会議に出席しました。学習内容やカリキュラム構成に加えて、子どもたちの学び方に対するアプローチが多感覚であるかどうかというのが個人的にすごく気になりました。視覚的と聴覚的、あと運動感覚的、多岐にわたった学びというのがやはりいいんじゃないかなと思い、それが教科書に反映されているというのが理想的だと思います。

記憶に働きかける、例えばエピソード記憶とか意味記憶とか、記憶のメカニズムに働きかける工夫だったりとか、あとは動機づけに働きかける工夫などもいろいろ、様々な教科書の中に見られたのもうれしく思いました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

メンタルヘルスについては、前々から治部教育委員からちょっと提案をいただいて聞いているところです。どういった形でアセスメントしたりスクリーニングしてくれるかということについては、まだちょっと懇談会等であれしたんですけども、坂本委員、覚えられているでしょうか。この間の管理職選考のときに市内の中学校がタブレットを使って子どもたちの状況を把握してという取組をされていたと思う。今ちょっと担当課にまたどうしているかというのはあるんですが、どういう状態か、

自分の心身の状態をタブレットを使って集約して、それで気になる子どもたちをピックアップして、そこに担任が声かけするというような取組を、今、市内の中学校でちょっとやっているみたいな話を聞いたんで、ちょっとその辺のところの情報も共有しながら、市としてどんな研究を進めていくのかというのをちょっとアプローチしていく必要あるかなと。また、それがもしアプリに関係するんやったら、実施計画の中にどう上げていくかということにも関連しているので、1回ちょっと短期間ですが勉強する機会を、ね、何か言うていましたもんね。

それから、教科用図書については、これ1回、またみんなで協議会せなあかんのですけれども、デジタル教科書が入ってくるのですけれども、1つは、僕もすごく思うのですけれども、教科書は内容についてすごく言われるのですけれども、あんな重いもので判の違うものをかばんの中に入れて毎日通うということについて、選定の中ではそういうことは全然問題にならないんですよね。でも1年生にしては、5キロ言うてたかな、すごい重いを持っているということですね。そういう意味でデジタル教科書は一つなんですけれども、ただ、今の知見の中では、デジタル教科書が、知っておられるだろうけれども、学力向上につながるとは限らないということもかなり言われていて、そういう視点で、この文字言語をタブレットにただけのデジタル教科書に意味があるのかということについては、ちょっと1回また意見交換せなあかんかなというのは思っています。

そういうところで、ただ9条本に係るものは様々に工夫された教科書があって、この後また今日の議題にもなっていますけれども、ご意見等いただけたらと思います。

佐々木委員、何かありますか。

佐々木委員

いや、特に。

石田教育長

よろしいですか。

そうしたら、教育委員の活動については以上とします。

石田教育長

次に日程第4、報告第11号「専決報告について(市立川西北こども園整備工事請負契約の変更について)」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長
(井上)

それでは、報告第11号「専決報告について(市立川西北こども園整備工事請負契約の変更について)」のご報告を申し上げます。

議案書の2ページ、3ページをお開きください。

本案は、市長に申出するにつき、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理をいたしましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。内容につきましては、「市立川西北こども園整備工事請負契約の変更について」でございます。

4ページをご覧ください。

このたび川西北こども園整備工事におきまして、工事内容を変更すべき状況が判明し、契約金額を1,474万円増額する変更契約の必要が生じました。

工事内容の変更に至った理由としましては、令和3年3月から5月末までにかけて実施しておりました旧川西北幼稚園の園舎の解体において、旧園舎の図面と現場が異なっており、基礎を支えていたくいを撤去するに当たって、新設する建物の基礎よりも深く掘削をしなくてはならないことが判明いたしました。

この掘削により、竣工後の建物が沈下するなどの施設使用上に重大な支障が生じると予想されることから、当初の設計にはありませんでしたが、新設する基礎の下を補強する最も合理的な工法に変更することで、契約金額が5億9,290万円から6億764万円に変更が生じました。

この変更金額が「議会の権限に属する軽易な事項で市長が専決処分することができる事項の指定」において定められた1,000万円以内の変更を超えておりますことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会での議決を求めました。

なお、本件につきましては、工期への影響を避けるべく、令和3年第3回川西市議会（臨時会）での対応となりました。

今回の工事内容を変更いたしました。当初の予定どおり令和4年3月18日までに工事を完了する予定であります。

私よりの説明は以上でございます。

引き続きまして、工事内容の詳細につきまして、公共施設マネジメント課、林課長からご説明申し上げます。

公共施設マネジメント課長
(林)

それでは、このたびの変更内容につきまして、同じく議案書4ページの資料によりご説明申し上げます。

まず、大項目1、変更した工事の内容についてでございます。

本工事は、旧川西北幼稚園の敷地におきまして、旧園舎を解体いたしま

して、新しく北こども園を建設するものです。旧川西北幼稚園には、旧配置図にお示ししておりますとおり、敷地西側に鉄筋コンクリート造2階建ての園舎、北側に鉄筋コンクリート造平家建ての園舎がございました。このうち、くい基礎は西側の園舎にのみ採用されておりました。そして、こども園への建て替えにつきましては、矢印の右側、新配置図にお示ししておりますとおり、既存の幼稚園舎が建っていた位置に鉄骨造2階建ての建物として建設する計画でございます。

次に、旧幼稚園舎の基礎につきましてご説明申し上げます。

配置図の下、左側の旧基礎断面図（概略図）をご覧ください。

こちらは旧幼稚園舎の基礎を簡略化した図で、旧幼稚園舎では建物基礎を支えるために、9メートルのコンクリートぐいが用いられておりました。一方、新しい園舎では、地盤調査の結果などから、くいを用いるのではなく、左側の図の下「支持層」と表示してある深さの地盤で基礎を直接支える設計としております。そこで、旧幼稚園舎のくいについては全て撤去することとし、解体工事を進めたところ、設計時に参照していた旧幼稚園舎の図面と比べまして、くいの配置や本数に違いはないものの、くい同士の間隔が狭い、傾きがあるなどの相違があることが分かりました。

そのため、くいの撤去に当たりまして、左側の図のハッチでお示しする追加掘削範囲を新たに掘削した上で施工する必要が生じました。

追加掘削により、当初計画していた新しい園舎の基礎を支える支持層より深い部分を掘る必要が出てきましたこと、これにより、結果として、基礎を支える地盤強度が期待できなくなります。そのため、竣工後に建物が沈下するなど、施設使用上の重大な支障が生じることがなきよう、基礎の下の補強を行おうとするものです。

この補強方法につきましてですが、矢印右側の新基礎断面図（概略図）のとおり、追加で掘削した深さの地盤を新しい支持層として、「基礎底補強」とお示ししている範囲をラップルコンクリートで補強しようとするものです。

次に、金額の変更についてをご覧ください。

今回の変更に伴う増工事の内訳は、土の掘削、埋め戻し、残土処分などにおきまして378万6,000円、補強のためのコンクリート工事におきまして734万2,000円、これに諸経費、税を加えまして、合わせて1,474万円の増額となります。

この結果、契約金額につきまして、変更前の5億9,290万円から変更後の6億764万円に変更しようとするものでございます。

なお、今回の工事内容の変更による契約工期の変更は行いません。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

教育委員協議会の中でも事前にちょっと工法説明を聞いていたところなんですけれども、率直に何かご質問等あったらと思いますけれども、大丈夫ですか。

これ、工法が変わることによって、本体の建物の耐震とか、そんなものは変わるものではないということで解釈していいんですね。

公共施設マネジメント課長
(林)

今回の補強により、本体構造への影響はございません。

石田教育長

ありがとうございます。

9メートルものくいやから、かなり長い、大きいものであるというふうに考えられますけれども。他によろしいですか。

(「はい」の声)

石田教育長

それでは、お諮りいたします。報告第11号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第11号につきましては、承認されました。

石田教育長

次に日程第5、議案第22号「教育行政事務評価委員の委嘱について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長
(的場)

それでは、議案第22号「教育行政事務評価委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条第2項の規定により教育行政事務評価委員を委嘱する必要があるためでございます。

では、議案書6ページをお開きください。

委嘱しようとする評価委員は3名で、新任として押田貴久氏を、昨年度に引き続き岸本浩司氏と乾裕子氏の2名を候補といたしております。

任期は、評価が終了するまでの令和3年8月31日までと考えております。

まず、押田貴久氏ですけれども、埼玉県比企郡玉川村（現ときがわ町）役場で6年間勤務の後、東京大学大学院教育学研究科博士課程を単位取得退学され、東京女学館大学非常勤講師や宮崎大学大学院教育学研究科准教授を経て、現在兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授として、自治体の教育政策や教育行政を研究されておられます。

岸本浩司氏であります。北陵小学校長、清和台南小学校長、清和台公民館長を歴任され、現在は大阪青山大学専門支援アドバイザーを務めておられます。

乾裕子氏は、久代幼稚園長、加茂幼稚園長を歴任され、現在は研修補助教員（新任教員研修）をされておられます。

押田氏におかれましては、1期目ではありますが、大学での経験を基に、外部の視点で新たな点検・評価をしていただけるものと期待しております。また、岸本氏、乾氏におかれましては2期目となりますことから、昨年度の評価を踏まえて、よりの確で公正な意見をいただけることを期待しており、3名とも教育に対する深い識見を持っておられる評価委員として適任であると考えております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

協議会のときにはちょっとまだ未定だったんですけれども、一応押田准教授ということで、以前にもちょっとお話ししましたけれども、今までの評価委員はちょっと内部の経験者が多かったので、客観的に外部から見ていただくのはどうかということを教育政策課からも提案がありましたので、一度教育関係者として大学の教授なり准教授で、ちょっと外側からうちの授業の進捗状況、内容について見ていただくということで、こういう形でやらせていただいています。もしかしたら厳しい評価もいただくかもしれないけれども、それはそれでまた自分たちの振り返りに使える、用いられるんじゃないかなということでしています。

個人的にはやっぱり教育大系、兵庫教育大学等、やっぱり大学との連携

を教育委員会もちょっと考えていかないといけないなという思いを個人的にはしていますので、こういうことも含めて関係を深めていきたいと思っています。

何か質問よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第22号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第22号につきましては、可決されました。

石田教育長 では次に、日程第6、議案第23号「令和3年度川西市奨学生の決定について」であります。事務局から説明をお願いします。

就学・給食課長 (志波) それでは、議案第23号「令和3年度川西市奨学生の決定について」ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本案は、本年6月1日から16日まで募集を行いました「令和3年度川西市奨学生」の決定につきまして、川西市奨学資金条例第6条第1項の規定に基づき、議決をお願いしようとするものでございます。

8ページをお開き願います。

初めに下段の(参考)と書かれた表をご覧ください。

この表の右端に記載をしております「R3年度予算人数」の欄で、まず、高校生につきましては「国公立」が11人、「私立」が10人、大学生は「国公立」「私立」を合わせて8人、合計29人が新規採用に係る予算上の定員となっております。

次に、上段の表をご覧ください。

まず、応募状況であります。高校生では国公立が1人、私立が9人、大学生では国公立ゼロ人、私立5人、合計15人の応募がございました。

選考結果につきましては、応募者全員が所得基準以内になってございまして、予算定員内に収まっておりますので、15人全員を採用しようとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

ここでは審査の詳細を区分ごとに記載しております。上段の表が「国公

立の高校生」、中段は「私立の高校生」、下段は「大学生」でございます。

表の構成でございますが、左側から縦軸に「通し番号」と「申請者の学年」があり、その右側に「奨学生」を平仮名記号で表記しております。次のBの欄は「令和2年中の世帯合計所得額」で、申請者と生計を同じくする世帯員全員の合計所得でございます。次のAの欄は「所得基準額」で、これは世帯人数が多くなるにつれて基準額も高くなります。

また、その右側「A分のB比率」ですが、これは所得基準額に対する世帯合計所得額の割合でございます。この比率が低いほど所得基準額に対して世帯所得額が低いことを表しており、奨学生を比率の低い順に記載しております。この欄の比率が1を超える場合につきましては所得基準額超過ということになりますので、奨学生としては不採用ということになります。

今回は、全員が所得基準内となっております。

最後に、今回15人を奨学生として新規に採用いたしましても今年度予算には余剰が生じますので、例年実施しておりますが、本年度につきましても追加募集を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等ございませんか。

これは9ページを見ると、例えば大学のところでいうと、上もそうか、0.22ということで所得基準額が、例えば532万9,440円に対して114万8,800円って厳しい条件やね。これ言うてもしやあないけれども。

これはあれですか、やっぱりコロナということもあるんですか。いつもこのA分のB比率はこんな低いものでしょうか。

就学・給食課長
(志波)

これにつきましては、コロナの影響というよりは今回に限ったことではなく、やはり所得の低い方が申請、応募を希望されているという状況でございます。

なお、先ほど例に挙げていただきました大学の「あ」の方ですけれども、所得額としては114万8,800円ということですが、給与収入に換算しますと大体190万ぐらいの年収というようなご家庭で、今回やはり奨学生になることを希望されて応募をされているということになっていきます。

石田教育長 それで6人家族ということやね。厳しいな。
 ごめん、もう一つだけ聞いていいかな。コロナ禍にもかかわらず、なかなか奨学金の希望者が少ないということについて、担当課としてどのように見ておられますか。

就学・給食課長
(志波) ここ数年、大きく人数が減少傾向にあるというのは事実でございます、やはり我々が考えていますのは、貸与という形の奨学金制度そのもの、やはり借りたお金は返さないといけないという制度設計そのものに対して、やはり今の時代に合ってきていないのかなということと、あと、国の制度改革の中で高等教育、大学なんかにつきましては授業料が無償になるであったりとか給付型の奨学金が制度設計された、これがここ最近の動きになりますので、そういう国の制度が充実してきたことも一つの、この市の制度に応募されない理由の一つになっているんじゃないかなと考えております。

石田教育長 分かりました。
 何かよろしいですか。非常に厳しい状況ですけれども。

坂本委員 いいですか。これは大学になってから貸してくださるという形ですよ。

石田教育長 そうですね、合格してからね。

坂本委員 でも、実際ぼんとお金が必要のって、割と大学が前期とかで決まったときに、入学金と半期の学費を払わないといけなかったりするんで、もしそういうので大学を諦めないといけない子どもさんとかがいらっしゃったら、そういうところはどこも奨学金とかではお金を払えないので結局自分で借金をする形になったりするんですが、何かそういうサポートができれば、経済的なことで進学を諦めなくて済むのかなと思います。

石田教育長 担当課も今、協議しているんですが、教育委員懇談会で本当にこういう形の奨学金でいいのかどうかということについてご意見いただかないと、なかなか返さなあかんというのはごっつい大変やね。

坂本委員 大変やと思います。

石田教育長 厳しい状況ですね。だから、やっぱりそこら辺は考えていかなければな

らないかなと。

もともと日本の高等教育に対する一般の人の考え方というのは、自己で負担せよという考え方が非常に強いもので、やっぱりそれはどうなんかなという。これからの日本を背負っていく若い世代に、希望される方にきっちと給付したりして、大学教育が、高等教育が受けやすいような環境にすべきじゃないかなと個人的には思いますけれども。

治部委員、どうぞ。

治部委員

今の意見、賛成で、基本的に平等とか公正って何だろうと考えたときに、もっともっと教育を受ける機会を公正に与えるような仕組みがあるというのが大前提で、市場主義、能力主義的なところにクエスチョンを持つというのは、やはり市教委としても大事なんだろうなと常々思っています。

そんなときにこの表を見たときに、1.0未満のご家庭がもっともっているはずなんじゃないかと考えたときに、志波課長のご説明のとおり、国の制度が充実しているのはもちろんあると思います。ほかに、もしかしたらここに実は申請されなかったご家庭がいるのかなと思ったときに、今後どうするんだろうというふうには思いました。

石田教育長

ありがとうございます。

ちょっと、こんな言い方したあれだけれども、高等教育はどうなんかな、高額過ぎひんかなという気はせんでもないんですけども、その辺も含めて、また協議、懇談会等で意見交換できたらと思います。よろしいでしょうか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第23号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号につきましては、可決されました。

石田教育長

次に日程第7、議案第24号「令和4年度使用教科用図書採択について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育保育課長

それでは、議案第24号「令和4年度使用教科用図書採択について」ご

(岡坂)

説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

本案は、令和4年度使用教科用図書の採択について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和4年度に使用いたします市内小・中学校並びに特別支援学校・小中学校特別支援学級用の教科用図書について、教育委員会で採択する必要があるためでございます。

具体的に申し上げます。令和4年度使用教科用図書の採択に当たりましては、本年5月21日第8回教育委員会議案第18号におきまして、令和4年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について承認をいただきました。

その中で、中学校社会科(歴史的分野)及び附則第9条図書採択のための調査員を委嘱し、調査研究を進めていただいた後、その報告を受けて川西採択地区協議会にて選定すること、社会科(歴史的分野)を除く中学校教科用図書及び小学校教科用図書は、令和2年度採択における教科用図書を継続して採択することが承認されました。

続きまして、小・中学校教科用図書と、特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書の選定につきまして、本日までの経緯を報告させていただきます。

6月2日に、第1回川西採択地区協議会がウェブ開催され、14名(川西市8名・猪名川町6名)の川西採択地区協議会委員を委嘱・任命し、教科用図書調査委員会規定並びに事務日程が協議されました。

同日6月2日に、第1回川西採択地区教科用図書調査委員会がウェブ開催され、中学校社会科(歴史的分野)及び附則第9条図書に関する調査員12名に委嘱状が交付され、調査研究の依頼が行われました。以後、調査員による調査研究が行われ、6月23日に教科用図書採択に関する報告書が提出されました。

そして、6月30日、第2回川西採択地区協議会が開催されました。そこで調査委員会より中学校社会科(歴史的分野)と附則第9条図書についての調査研究報告があり、協議の上、令和4年度使用小学校・中学校教科用図書・文部科学省著作教科書・附則第9条図書関係の一般図書が選定されました。

先日、7月7日の午後に教育委員協議会を開催し、川西採択地区協議会が選定した令和4年度使用小学校・中学校教科用図書・文部科学省著作教科書・附則第9条図書関係の一般図書について、川西採択地区協議会事務局及び調査員代表より報告していただきました。

12ページに小学校教科用図書、13ページに中学校教科用図書、14ページには、特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書として文部科学省著作教科書のうち、いわゆる 印本の一覧を載せております。15ページには、中学校社会科(歴史的分野)の選定理由書を、16ページ以降には、附則第9条図書関係の一般図書として、1番から207番までの兵庫県教育委員会作成の調査研究資料掲載の図書の選定理由書を、また、22ページにはそれ以外の一般図書の208番から222番までの選定理由書を掲載しております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

それでは、令和4年度使用教科用図書の採択に係る審議に入ります。

審議は一括して行います。小・中学校教科用図書並びに特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書として文部科学省著作教科書、附則第9条図書関係の一般図書についてであります。

先ほど説明にもありましたように、先日、7月7日午後の教育委員協議会におきまして、川西採択地区協議会事務局及び調査員代表から川西採択地区協議会における調査研究報告と選定過程における協議内容について、詳細なご説明を受けました。その中でいろいろ協議をしていただき、委員の皆様には十分ご理解いただけたかなというふうに思いますが、この機会に、採択の前に教科書等をご覧になって、もし何か意見等ありましたらお願いしたいと思います。どうでしょうか。

治部委員、繰り返しになりますけれども、参加していただいた様子等を言っていただければと思いますけれども、どうぞ。

治部委員

附則第9条の調査研究の概要のところに「差別解消法に伴う合理的配慮」とか「主体的な活動を促すことができるか」といったキーワードがあるので、そういうところが個人的には気になって、この観点から図書が適切なのかどうかみたいなところには興味がありました。どれも見ていて楽しかったです。

石田教育長

附則第9条本ということで、特別な支援を要する子どもたちの状況に応じて、その子の個性や、そういう載っている支援の内容によって、いろんな教科書が選ばれているなというのはすごく感じると思いますけれども。

坂本委員、佐々木委員、何かあったら。

坂本委員 特にないです。

石田教育長 いいですか。佐々木委員もよろしいですか。

佐々木委員 はい。

石田教育長 歴史の選定についても、基本的に調査研究観点ということで昨年度と同じもので、それと現在使用しているものと比べての結果が15ページに載っているかなというふうに思います。

それでは、中学校社会科(歴史的分野)及び附則第9条図書につきまして、一括採択いたします。

中学校社会科歴史的分野は、帝国書院。「技能をみがく」や「歴史プラス」といったコラムが設けられ、知識技能の習得に工夫がなされていました。また、それぞれの章末には振り返りの学習が設けられていて、思考力、判断力、表現力の育成に力を入れており、また、QRコードを利用して閲覧できる資料については、生徒の学びやすさにつながる工夫がなされた教科書であると考えています。

附則第9条図書は、児童生徒の障害の種類・状態・能力・特性等に応じたふさわしい内容であることに加え、障害者差別解消法に伴う合理的配慮がなされているかを鑑み、一人一人に適切なものを選定しております。

選定理由については、先ほどのお手元の選定理由書に記載されておりなので、ご確認ください。

それでは、別紙にあります令和4年度使用教科用図書一覧について、掲載の図書を採択することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号につきましては、可決されました。令和4年度使用教科用図書につきましては、原案のとおり採択いたします。

調査報告書等、教科書採択に関する資料は9月以降に公開いたしますので、詳細につきましてはそちらをご確認ください。

石田教育長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、8月25日木曜日午後3時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和3年第11回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。どうもありがとうございました。

[閉会 午後2時48分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和3年8月25日

署名委員 佐々木 歌 織

坂 本 かおり